

○専修大学図書館貴重図書資料利用規程

昭和56年3月27日

制定

改正 平成6年4月1日

平成10年4月1日

(趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学図書館利用規程（以下「図書館利用規程」という。）第11条及び学校法人専修大学図書館図書管理規則第22条の規定に基づき、専修大学図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する貴重図書及び資料（以下「貴重図書資料」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用原則)

**第2条** 貴重図書資料の利用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用は、復刻版、複写及びマイクロフィルム等の複製物による。ただし、複製物の利用によつて研究目的が達成されない場合には、図書館長の許可により貴重図書資料の利用を認める。
- (2) 複製物の利用は、図書館利用規程による。

(利用日及び利用時間)

**第3条** 貴重図書資料の利用日及び利用時間は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、利用状況その他必要に応じてこれを変更することがある。

- (1) 利用日は、図書館の開館日とする。
- (2) 利用時間は、9時から12時30分及び13時30分から17時までとする。

(利用者)

**第4条** 図書館長の許可を得た者は、貴重図書資料を利用することができる。

(利用手続き)

**第5条** 貴重図書資料の利用については、所定の手続きを前日までに完了し、図書館長の許可を得なければならない。

(利用方法)

**第6条** 貴重図書資料の利用は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 閲覧は、図書館が指定する場所及び方法で行う。
- (2) 図書館外への帯出、館内での複写及び写真撮影を禁ずる。

(適用規程)

**第7条** この規程に定めない事項については、図書館利用規程による。

(規程の改廃)

**第8条** この規程の改廃は、図書館委員会の議を経て図書館長が決定する。

**附 則**

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成10年4月1日から施行する。